

お知らせ



国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

記者発表資料
配布日

平成23年7月6日

■資料提供先：岡山県政記者クラブ
倉敷市記者クラブ

災害時における情報交換に関する協定について 国土交通省中国地方整備局と7市1町が協定を 取り交わします。

国土交通省中国地方整備局では、災害時における情報交換に関する協定を地方公共団体と結び、災害時に地方公共団体へ現地情報連絡員（リエゾン）を派遣する取り組みを行っています。

今回、国土交通省中国地方整備局と岡山県内の7市1町が協定書を取り交わすこととなりました。締結式を実施する市町村は別添のとおりです。

実施日時 平成23年7月8日（金）

協定締結先 倉敷市、笠岡市、総社市、備前市、瀬戸内市
赤磐市、美作市、和気町

協定の概要 ○災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、
相互に協力して必要な体制を整える。
○災害発生時等における整備局から市への現地情報連絡員
（リエゾン）の派遣
○平常時における連携体制

<問い合わせ先>

国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所

電話番号（086）223-5101（代表）

調査担当副所長 植田 憲治（内線205）

（担当） 防災情報課長 沖田 宏之（内線281）

国土交通省中国地方整備局 岡山国道事務所

電話番号（086）214-2220（代表）

管理担当副所長 常松 宏（内線205）

（担当） 専門官 平野 幹人（内線440）

締結式実施日時

倉敷市

日 時 7月8日10時00分～

場 所 倉敷市西中新田640

倉敷市役所 市長応接室

出席者 国土交通省中国地方整備局長 福田 功
 【代理】岡山国道事務所長 岩見 吉輝
 倉敷市長 伊東 香織

笠岡市

日 時 7月8日15時30分～

場 所 岡山県笠岡市中央町1-1

笠岡市役所 市長室

出席者 国土交通省中国地方整備局長 福田 功
 【代理】岡山国道事務所長 岩見 吉輝
 笠岡市長 高木 直矢

総社市

日 時 7月8日9時30分～

場 所 総社市中央一丁目1番1号

総社市役所 保健センター2階 資料展示室

出席者 国土交通省中国地方整備局長 福田 功
 【代理】岡山河川事務所長 植田 彰
 総社市長 片岡 聡一

赤磐市

日 時 7月8日13時30分～

場 所 赤磐市下市344

赤磐市役所 市長室

出席者 国土交通省中国地方整備局長 福田 功
 【代理】岡山河川事務所長 植田 彰
 赤磐市長 井上 稔朗

災害時における情報交換に関する協定書 <案>

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と〇〇〇市町村長(以下「乙」という。)は、〇〇〇市町村の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、〇〇〇市町村民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、〇〇〇市町村災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 福田 功 (公印)

乙 〇〇市町村 〇 〇 市 町 村 長 〇〇〇〇〇 (公印)

「災害時における情報交換に関する協定」の締結について

○目的

- ① 災害発生時等(災害が発生又は発生のおそれ)の初期段階から中国地方整備局と自治体が緊密な情報交換が行えるように、あらかじめ相互に必要な体制を整える。
- ② 従前の仕組み(中国地方整備局の内規:中国地方整備局現地情報連絡員派遣要領)でも、中国地方整備局から管内の地方自治体(県及び市町村)へのリエゾン派遣は可能であるが、この協定を結ぶことで、災害発生時等の応急対策がより一層迅速かつ円滑に実施できるようになる。

参考 : 東日本大震災のため宮城県仙台市に岡山河川事務所よりリエゾンを派遣
(平成23年3月22日～4月1日、4月14日～4月25日)



3/23 仙台市へのリエゾン趣旨と国土交通省の支援についての説明



4/18 自衛隊・警察・消防・仙台市などとの行方不明者の搜索に先立つ、排水作業等の作業計画の調整



4/18 自衛隊・警察・消防・仙台市などとの現地調査